

田辺市議会だより

発行 / 田辺市議会

編集 / 広報委員会

令和元年
(2019年)

11月号



9月27日 「田辺市手話言語条例」が全会一致で可決（田辺市議会議場）

第3回（9月）定例会

田辺市手話言語条例の制定などを可決

令和元年第3回（9月）定例会は、9月4日から27日までの会期で開催され、「田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」など、市長からの提出案件21件を可決しました。

また、市長の専決処分事項など4件の報告を受けたほか、「田辺市手話言語条例の制定について」など、議員提出案件3件を可決しました。

本定例会では、9月13日、17日、18日の3日にわたり、10人の議員が一般質問に立ちました。

目次

- ・議決結果の一覧 …………… P 2
- ・賛否が分かれた議案ほか
…………… P 3
- ・一般質問ほか …………… P 4～6
- ・手話言語条例の制定について
…………… P 7
- ・12月定例会予定、
議会活動日誌ほか …………… P 8

田辺市議会ホームページ

<http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/index.html>

※携帯電話・スマートフォンなどの
バーコードリーダーで読み取ると、
議会ホームページにアクセスできます。



QRコード



議決結果

令和元年第3回（9月）定例会

件 名		議決結果
議案第1号	田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制度について	
議案第3号	田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
議案第4号	田辺市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について	
議案第5号	田辺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
議案第6号	田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第7号	田辺市土地改良施設条例の一部改正について	
議案第8号	田辺市手数料条例の一部改正について	
議案第9号	田辺市消防団条例の一部改正について	
議案第10号	田辺市立幼稚園条例及び田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	
議案第11号	工事請負契約の締結について	
議案第12号	損害賠償の額の決定及び和解について	
議案第14号	令和元年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第15号	令和元年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
議案第16号	田辺市水道事業給水条例の一部改正について	
議案第17号	田辺市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正について	
議案第18号	令和元年度田辺市水道事業会計補正予算（第1号）	
議案第20号	令和元年度田辺市一般会計補正予算（第6号）	
発議第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について	
発議第2号	田辺市手話言語条例の制定について	
議案第13号	令和元年度田辺市一般会計補正予算（第4号）	原案可決 (賛成多数)
議案第19号	令和元年度田辺市一般会計補正予算（第5号）	
議案第37号	建物の取得について	
発議第3号	「3定議案第37号 建物の取得について」に対する附帯決議	

賛否が分かれた 議案	議案の可否	紀新会					篤志会				清新会		公明党			日本共産党			くまのクラブ		誠和会		
		尾花功	宮井章	市橋宗行	安達克典	塚寿雄	高田盛行	福榮浩義	松上京子	浅山誠一	橘智史	柳瀬理孝	北田健治	小川浩樹	佐井昭子	出水豊数	川崎五一	久保浩二	前田佳世	安達幸治	陸平輝昭	中本賢治	二葉昌彦
議案第 13 号 令和元年度田辺市一般会計補正予算（第 4 号）	可決	賛成	賛成	賛成	／	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成	賛成	賛成
議案第 19 号 令和元年度田辺市一般会計補正予算（第 5 号）	可決	賛成	賛成	賛成	／	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成	賛成	賛成
議案第 37 号 建物の取得について	可決	賛成	賛成	賛成	／	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成	賛成	賛成
発議第 3 号 議案第 37 号建物の取得についてに対する附帯決議	可決	賛成	賛成	賛成	／	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成	賛成	賛成

※議長（安達克典）は議決に加わらないため斜線としています。

『建物の取得について』に対する附帯決議を可決

第 3 回（9 月）定例会では、新庁舎立体駐車場建物の取得に対する附帯決議を可決しました。

「議案第 37 号 建物の取得について」に対する附帯決議

3 定議案第 37 号 建物の取得については、3 月の当初予算成立後、数カ月の経過にもかかわらず、購入費に係る当初の債務負担行為限度額を 1 億 8,231 万円増額しての取得となり、本市にとっては大きな負担増となるなど、まことに遺憾である。

また先のオークワ社による建設工事の入札では、特定資材の納期遅延の影響により、工期が当初の 12 カ月から 5 カ月延長の 17 カ月と変更され、結果、新庁舎建設にも影響を及ぼす事態となった。

建築資材価格の高騰、特定資材の不足はやむを得ないと認識しながらも、市当局のこれまでの対応や見通しの甘さは否めない。

よって、これら増額負担及び工期延長となる結果を受け、本市議会は市当局に対し、新庁舎立体駐車場建物の取得に当たり、下記事項について十分留意し取り組むことを強く求める。

記

1. 「建物区分所有権売買契約」にかかわって、関係官庁の指導、天変地異等の不可抗力による理由以外、増加費用及び工期の延長を認めないこと
2. 株式会社オークワと請負業者間で結ばれる「工事請負契約」に、市として積極的に関わること
3. 新庁舎立体駐車場建設にかかわって、市として積極的に関わり、必要な情報を把握・分析し、あらゆるリスク回避に全力を尽くすこと
4. 工期延長が新庁舎の整備手法に影響を与えないこと

※附帯決議…可決された議案に対し、事業を執行する上で意見や要望などを表明する決議。

登校時の安全対策について 浅山誠一議員

【議】近年、登下校時における地域の見守りの目の減少が全国的な課題となっており、田辺市においても同様である。その対策として費用対効果の高い、

①ＩＣタグを活用した防犯対策

②ドライブレコーダーによる見守り活動を提案するが、当局の見解は。

【市】①文部科学省からも事例紹介されており、効果や費用等を調べ、学校の意向も確認した上で今後検討していく。

②動く防犯カメラとして多くの見守りの目を得られるメリットは大きいですが、映像データを扱う点での課題もある。関係機関と連携し、調査・研究していきたい。

キャッシュレス化への認識と今後の対応について 北田健治議員

【議】交流・関係人口の増加促進によって地域経済の活性化を目指す本市においては、まちぐるみでキャッシュレス化を進め機運を高めていく必要がある。そのためには、身近な消費者である市民のキャッシュレス決済への理解が重要。市民への啓発をはじめとする今後の取り組みを問う。

【市】消費者、市民に、より一層関心を持ってもらえるよう、広報紙やＨＰで周知を図るとともに、宣伝素材を活用した各種イベント等での広報宣伝や統一ＱＲを使った決済体験等の実施に努めるなど、キャッシュレス化の推進に係る周知啓発に取り組んでいきたい。

木育の取り組みについて 松上京子議員

【議】小さな頃から木に親しみ人を育む木育が全国的に広がっているが、本市の考えはどうか。また、雨の日の遊び場として「木のおもちゃ美術館」のような施設を整備できないか。またその財源として、森林環境譲与税の活用を検討できないか。

【市】森林・林業、教育、子育てなど幅広い分野で木育の推進を図りたい。おもちゃ美術館に関しては、先進事例などを調査・研究するとともに、森林環境譲与税の活用については、現時点で明確に答えられないが、調査・研究していきたい。

明治25年の「紀州勝浦沖サンマ漁船遭難事件」について 高田盛行議員

【議】明治25年12月那智勝浦沖において、県下16漁村749名の漁師がサンマ漁を操業し帰港していたところ、突然の暴風（アナセ）に遭遇し、229名が死亡・行方不明となった一方、同数の229名は八丈島等に漂着し、八丈島の方々に32日間お世話になった。生還者のうち現在の田辺市の漁師は65名と那智勝浦町に次いで多かった。この漁民の海難史上最大級の事件に関しての本市の認識は。

【市】この歴史的な出来事により、八丈島の皆様から受けた「ご恩」を決して忘れてはならず、風化させることなく、後世に伝えていかなければならないと考えている。

※議は議員からの質問・意見、市は市当局の答弁を表しています。

※編集の方針上、「く」か「く」だ」といった文体を使っています。

一般質問

※編集の方針上、「〃か」「〃だ」といった文体を使っています。

孤立集落対策及び熊野古道の交通安全対策について 塚 寿雄議員

【議】行き止まり集落の対策として、仮称防災道路を過疎対策事業債の**対象事業**となるよう国への要望ができないか。

【市】議会と共に「過疎対策自立支援促進特別措置法」の延長はもとより、災害時の集落孤立防止に向け取り組んでいきたい。

【議】大日山トンネルから熊野川上流 600 m の間に歩道を整備するとともに、**本来の熊野古道**を活用すべき。

【市】地域の皆さんと連携し、歩道の整備を県に要望していく。大日山の治山工事が終了しているので、地籍調査完了後、観光客を本来の熊野古道に誘導するよう整備を行う。

震災後の復旧・復興計画、仮設住宅建設について 久保浩二議員

【議】巨大地震・津波の被害想定では、全半壊建物が 3 万棟、発災 1 ヶ月後の避難所生活者数が 1 万 3,000 人と予想されているが、**仮設住宅はどれくらい必要**と考えるか。

【市】国土交通省基準の試算では、**6,700 戸必要**である。

【議】市の仮設住宅建設候補地は **11 ヶ所、742 戸しか無い**。候補地以外に建てる土地はあるのか。

【市】候補地だけでは十分でないと認識しており、廃校の敷地など調査を進める。

【議】必要な数の仮設住宅を建てる**土地が無いのであれば、復旧・復興に備えて防災公園の造成が必要ではないか**。

【市】防災公園造成など研究を進めたい。

扇ヶ浜海水浴場の利用促進について 中本賢治議員

【議】扇ヶ浜海水浴場の利用客数の**低迷を改善**するため、**海水浴期間の駐車料金を無料**にできないか。また**名称を扇ヶ浜ファミリービーチに変更**し、子育て世代が経済的かつ安全で安心して泳げる海水浴場として **PR** してはどうか。

【市】駐車料金を無料化した場合、海水浴目的以外の長時間駐車が増え、海水浴客が駐車できなくなることが懸念される。また、海水浴期間中の駐車料金収入は年間収入の約 3 割を占めており、駐車料金無料化は現在のところ難しい。名称変更については、現在、武道館建設や海岸整備事業が進行中であり、完成後における全体像や今後の利活用の状況に応じて検討したい。

大規模災害における消防団の機能強化について 前田佳世議員

【議】本市において消防団の位置づけは。

【市】本市の防災に**必要不可欠な組織**である。

【議】9 割の消防団員の報酬は国の交付税算定基礎額より低い。活動と尊い精神に報いる報酬へと引き上げるべきだ。

【市】国の基準額を基に検討する必要がある。

【議】津波発生時に団員は自身の安全を確保の上、車両や資機材の退避を優先するとなっているが、団員の安全確保と防災力強化のために、**津波想定浸水域内の分団車庫について、立地環境によっては高台移転を計画すべきではないか**。

【市】団員や地元の意見を聴取して移転を含めた検討を進めたい。

※【議】は議員からの質問・意見、【市】は市当局の答弁を表しています。

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）への対応について 川崎五一議員

【議】学校で性的少数者（セクシュアルマイノリティ）について教えているか。

【市】小学校では、道德の授業で広い意味での一人一人の違いを認める学習を行っている。中学校では、個々の違いを認める指導をしており、LGBT等の説明をし、性の多様性を学習している学校もある。

【議】全国的な調査から推計すると市内の小中学生のうち250人から400人は、性に対して何らかの違和感を持っていることになる。この子らへのメッセージとして、また周囲の理解の促進のためにも積極的な指導と教育が急務である。

指定管理者制度について 市橋宗行議員

【議】昨年、契約期間中に資金繰りの悪化等を理由に合意解除した指定管理法人の事例があるが、指定管理団体や法人の管理体制は。

【市】「指定管理者制度導入に関する指針」に基づくモニタリング等により業務履行状況の把握に努めている。本事例では、受託法人の全体把握にも努め、施設運営上の指導や協議を行ってきた。

【議】事例の法人の平成28年度事業報告では、本体事業を含め特異な会計処理が行われていた。このような事案を見過ごすことのないよう、連結決算を含む法人全体の財政状況にも監視の目を広げるべきである。

※議は議員からの質問・意見、市は市当局の答弁を表しています。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書を可決

第3回（9月）定例会では、次の意見書を可決し、市議会の意思として、国や関係機関に提出しました。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公共的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

『田辺市手話言語条例』を制定

手話が言語であるとの認識に基づき施策を推進し、手話を必要とする全ての人が広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせるまちづくりに資するため、第3回（9月）定例会では、議員提案による「田辺市手話言語条例」が全会一致で可決、成立しました。

【条例の骨格】

■目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策を推進するため基本的事項を定めることにより、全ての市民が心豊かに共生することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

■基本理念

手話を必要とする人が心豊かな日常生活又は社会生活を営むため、大切に受け継いできた独自の言語体系を有する文化的所産であることを理解しなければならない。

手話の普及は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利を尊重し、手話を必要とする人と手話を必要とする人以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本に行わなければならない。

■市の責務に関する事項

市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解及びその普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

■市民の役割に関する事項

市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

■事業者の役割に関する事項

事業者は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人にサービスを提供するとき、又は手話を必要とする人を雇用するときは、手話の使用に配慮するよう努めるものとする。

■観光旅行者等へのサービスの提供に関する事項

市、市民及び事業者は、世界文化遺産及び世界農業遺産を有するまちであることへの誇りと、もてなしの心を持ち、観光旅行者その他の滞在者における手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

■施策の推進に関する事項

市は、次に掲げる事項に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (4) 手話奉仕員の養成に関すること。
- (5) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

■施行日 令和2年4月1日

誌

【7日】広報委員会
【8日、9日】文教厚生委員会
【10日、11日】産業建設委員会
【15日、16日】総務企画委員会

— 8 —